

# 千葉市 中小企業者緊急特別支援金のご案内

より申請しやすくなるよう  
改正しました

## ～原油価格・物価高騰の影響を受けた事業者向けの支援金～

### 【改正点】併給要件の緩和

令和4年4月から12月の9か月間に受給（申請）する他の支援金等をコスト増加額から差し引くことと  
していましたが、対象となる期間を4月から8月（5か月間）に短縮しました。

→これにより、12月まで待つことなく、申請が可能です。

### 給付対象者

**業種を問わず、個人事業主を含む幅広い事業者が対象！**

①原油価格・物価高騰の影響により、令和4年4月から8月における原材料費等のコスト※が対前年比で10万円以上増加した中小企業者等。

※対象となる費用・・・原材料費（原料、材料、仕入物品、消耗品、荷造運賃）、光熱費（電気、ガス）、燃料費（ガソリン、重油、軽油、灯油）

②令和3年8月までに開業し、千葉市内に「本店」又は「主たる事業所」を有する中小事業者等。

法人の場合、直近の確定申告書で納税地が千葉市であること。

個人事業主の場合、主たる事業所が千葉市である又は千葉市に住所を有すること。

③今後も千葉市内で事業継続の意思がある。

### 給付額

5か月間のコスト増加額に応じて、  
5万円or10万円or15万円を給付

**最大25万円**

コスト増加額 R3.4～8と R4.4～8の比較 ※	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
給付額	<b>5万円</b>	<b>10万円</b>	<b>15万円</b>

**BCP  
策定加算**

**10万円**

※令和4年4月から8月までの期間に国、県、市等行政機関が実施する原油価格・物価高騰に係る支援金等を受給（申請を含む）した場合、その金額をコスト増加額から差し引きます。

### 申請期間

令和4年**8月25日（木）**～令和4年**12月15日（木）** ※郵送の場合は当日消印有効

### 申請方法

オンライン又は郵送にて受付します。（オンラインの方が早く審査されます。）

**コストに関する全ての領収書がなくても申請できます！**

### 【お知らせ】9月から11月のコスト増にも10万円を給付します

令和4年9月から11月に対前年比で20万円以上コストが増加した場合、一律10万円を給付します（申請受付は令和4年12月から令和5年1月を予定）。

### 問い合わせ先

千葉市中小企業者緊急特別支援金事務局

〒260-0015千葉市中央区富士見2-15-11 IMI千葉富士見ビル4階（JTB千葉支店内）

**☎043-202-1821**

平日8:30～17:30 土日・祝日はお休み



<https://chibacity-kinkyushien.com>

・**対面相談窓口** ☎043-202-1821 平日8:30～17:30 土日・祝日はお休み  
面会又はオンラインによる相談ができる窓口を支援金事務局に設置します。  
※事前予約が必要です。

特設WEBサイト



## ・特設WEBサイトへのBCP説明動画

支援金の申請書やBCPの参考様式のほか、BCPの必要性や概要、具体的な書き方などを収めた動画を掲載します。

## BCP策定

### ・BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）とは

大地震などの自然災害や感染症などの緊急時においても、事業を継続させ早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための対策をあらかじめ整理し、決めておくものです。

### ・本支援金申請に必要なBCPとは

・令和2年4月以降に自然災害及び感染症を踏まえて策定又は改定したBCPであること。

・中小企業庁のBCP策定運用指針入門コースで定める以下7項目を含むこと。

（①基本方針②重要商品③被害想定④事前対策の検討⑤緊急時の体制⑥BCPの定着⑦BCPの見直し）

・事業者及び従業員によって事業継続が実現可能なものであること。

## Q&A

### Q NPOや社会福祉法人、農業者も対象となるのか？

A 資本金、従業員の数が中小企業に該当すれば、対象です（社会福祉法人の場合は、従業員が100人以下）。

### Q 申請書類の入手方法は？

A 市役所本庁舎（2F産業支援課）、各区役所にて配架をしているほか、特設WEBサイトからダウンロードが可能です。

### Q どのくらいの期間で給付が受けられるか？

A 書類に不備が無い場合は、概ね4週間程度で支援金をお振り込みします。

### Q 申請は簡単にできるのか？

A 申請書（3枚）と所定の誓約書、チェックシートを作成するだけです。

### Q 申請に必要な資料は？

A ○申請書（3枚） ○誓約書・同意書

○添付書類チェック表 ○確定申告書などの写し

○1年前の単価と直近の単価が分かる書類として仕入台帳、納品書、領収書のいずれかの写し（主な物品についてのみ）

○BCPの写し（BCP策定加算を申請する場合）

**5か月分の全ての月の領収書を添付する必要はありません。**

### Q BCP策定加算のみの申請はできるのか？

A できません。

### Q BCPはどのような様式でもよいのか？

A どのような様式でも結構です。なお、千葉市では、中小企業庁の「中小企業BCP策定運用指針入門コース」に基づき、「千葉市中小企業BCP様式」を作成しました。この様式と「千葉市中小企業BCP策定ガイド」を参考にBCPの策定を進めることができます。様式と策定ガイドは特設WEBサイトに掲載されています。

## 問い合わせ先

千葉市中小企業者緊急特別支援金事務局 ☎043-202-1821 平日8:30～17:30 土日・祝日はお休み

**注意！**

**支援金の不正受給は犯罪です！**

申請の手引きで給付要件をよく確認し、不正受給にならないよう、  
十分注意して申請手続きを行ってください。